

市のイメージキャラクターデザインを募集します!

土浦市は本年11月3日で、市制施行70周年を迎えます。これをきっかけに市民の皆さんをはじめ、全国の方にも愛され親しまれる市のイメージキャラクター(名称含む)を募集します。最優秀作品は、着ぐるみやキャラクターグッズなどとして活用し、市を広く内外にPRするとともに、イメージアップと活性化を図ります。

応募資格/どなたでも応募できます。

応募作品内容/土浦市をイメージできる親しみやすいキャラクター(名称含む)で、着ぐるみなどに活用できるもの

応募規定/

- A4版白画用紙にポスターカラー、絵具、クレヨン、色鉛筆、不透明水彩などで制作してください。
- 作品の裏に、住所・氏名およびキャラクターの名称を記入してください。
- 電子データで提出するときは、ソフトのバージョン情報、書体情報(アウトライン)など必要な情報を記入のついで、FD・CD-Rなどで提出してください。なお、A4用紙にカラーでプリントアウト(印刷)したものを添付してください。
- 応募点数に制限はありませんが、**未発表でオリジナルなもの**に限ります。
- 公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権そのほかの第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外とします。
- 審査後に盗用などが判明したときは、入賞を取り消します。

応募方法/郵送または直接

※作品は折れないようご注意ください。作品と一緒に、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業(学生は学校名、学年)を記入した用紙を同封してください。郵送などにかかる費用は各自の負担となります。

応募締切/5月31日(月) (当日消印有効)

賞・副賞/最優秀賞1点(副賞5万円と賞状)

優秀賞3点(副賞2万円と賞状)

審査方法/土浦市市制施行70周年記念事業推進委員会にて厳正に審査し、決定します。なお、応募作品は返却しません。また、審査に関するお問い合わせはお受けできません。

発表/7月上旬に、ホームページ上で発表します。受賞者には直接通知します。

著作権/最優秀作品の著作権、二次的使用権、商品化権、放送権そのほかの一切の権利は、市に帰属します。また、作品の一部を加筆・修正するときや、単色刷り印刷で使用することがあります。

※今回の募集に関し、すべての作品について取材対応で自由に公表できるものとします。

【問】 政策企画課(〒300-8686 下高津一丁目20-35
☎826-1111 内線2425)

農地制度が大きく見直されました!

平成の農地改革と言われる『改正農地法等』が平成21年12月15日に施行されました。主な改正点は次の通りです。

【問】 農業委員会(☎826-1111 内線5134)

□ 農地の権利のある方の責務が明確化されました

農地の所有権、賃借権などがある方は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定が、新たに設けられました。

□ 農地を利用する方の農地の権利移動規制が緩和されました

解除条件付貸借契約で一般企業の参入が容認されました(所有権取得は認められません)。

□ 農地転用規制が厳格化されました

農地の減少を食い止め、農地を確保するため、農地転用許可基準が厳格化されました。また、違反転用に対する罰則が強化(法人の場合、罰金300万円を1億円に引き上げ)されました。

□ 相続などによる農地の権利取得の届出制度が創設されました

農地などについての権利取得を知った日からおおむね10か月以内に、農業委員会に届出が必要となりました(平成21年12月14日以前に権利取得した方は適用されません)。

□ 遊休農地対策が強化されました

遊休農地の所在の明確化と有効利用を徹底し、遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを、農業委員会が一貫して行います。

□ 農用地区域からの除外が厳格化されました

担い手により利用されている農地などは、農用地区域からの除外を認めないなど、農用地区域からの除外が厳格化されました。

